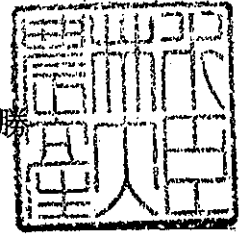




18消安第9245号  
平成18年11月27日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 松岡 利勝



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき、次に掲げる物を飼料添加物として指定し、同法第3条第1項の規定に基づき、これらの飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定すること。

グルコン酸カルシウム



## グルコン酸カルシウムの指定及び基準、規格の設定等に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

グルコン酸カルシウムについては飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、有効成分の補給の効果が認められたとして資料が提出された。このことから、平成16年10月4日付けで農材審に諮問がなされ、同審議会飼料分科会安全性部会における審議の結果、当該物質については飼料添加物として指定し、これにかかる「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下、成分規格等省令という。)」を改正し基準、規格の設定を行うことが適当であるとされている。

### 2. 設定等の概要

グルコン酸カルシウムを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準を設定し、成分規格等省令を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、牛等を対象とする飼料とする。

### 3. 今後の方針

このことを受け食品安全委員会に当該物質の指定等に係る食品健康影響評価を意見聴取するものである。評価結果を受けた後に、パブリックコメントとSPS通報で一定期間意見の公募を行い、農業資材審議会飼料分科会において答申を得ることとしている。